

第二期小平市特定健康診査等実施計画

平成25年3月

小平市

(小平市国民健康保険)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 背景及び趣旨	
2 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目する意義	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
第2章 小平市の現状	2
1 小平市国民健康保険被保険者の状況	
(1) 被保険者数・世帯数 (2) 被保険者の年齢別構成	
2 医療費の状況	
(1) 医療費の推移 (2) 疾病の特徴 (3) 年齢階層別の特徴	
第3章 第一期計画の実績と課題	5
1 特定健康診査	
(1) 特定健康診査の実施状況 (2) 特定健康診査の実施体制等	
(3) 特定保健指導の実施状況 (4) 特定保健指導の実施体制等	
(5) 第二期計画に向けた課題	
第4章 特定健康診査等の目標値	10
1 達成しようとする目標	
2 特定健康診査等の対象者数	
(1) 特定健康診査 (2) 特定保健指導	
第5章 特定健康診査等の実施方法	11
1 特定健康診査	
(1) 実施場所 (2) 実施項目 (3) 実施時期	
(4) 委託の有無 (5) 受診方法 (6) 周知・案内方法	
2 特定保健指導	
(1) 実施場所 (2) 実施内容 (3) 実施時期	
(4) 委託の有無 (5) 外部委託者選定の考え方 (6) 周知・案内方法	
第6章 個人情報の保護	14
第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	14
第8章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	14
1 実施計画の評価	
2 実施計画の見直し	
第9章 その他	15

第1章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきました。しかし、少子高齢化の急速な進行、国民生活や意識の変化などにより、大きな環境変化に直面しており、今後も医療制度を持続可能なものとするために、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の生活習慣病に関する特定健康診査及びその結果に基づき生活習慣改善の定着を目指す特定保健指導を実施することになりました。

市では、平成20年度から平成24年度までの計画期間を5か年とした小平市特定健康診査等実施計画を策定し、小平市国民健康保険の被保険者の方を対象に、これらの事業を行ってきました。本計画は、その実績を踏まえ、平成25年度から向こう5か年の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項やその成果に係る目標に関する基本的な事項などについて定めるものです。

2 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目する意義

平成17年4月に、日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しました。これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでこれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は予防可能であり、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能であるという考え方です。

メタボリックシンドロームの概念の導入により、危険因子に係るデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになると考えられます。

3 計画の位置付け

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定のに基づき、小平市国民健康保険の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」といいます。）の実施方法について定めたものです。

4 計画の期間

この計画は5年を1期とし、第二期は平成25年度から平成29年度までとし、以後5年ごとに見直しを行います。

第2章 小平市の現状

1 小平市国民健康保険被保険者の状況

(1) 被保険者・世帯数

小平市の人口は、平成25年1月1日現在で、185,677人、このうち国民健康保険の被保険者は、48,410人で、人口に占める国民健康保険の加入率は、26.1%です。加入率は、減少傾向にあります。被保険者数は、平成22年度を境に増加が見られます。(表1)

表1 小平市の人口と国民健康保険被保険者数・世帯数の推移

	小平市全体		小平市国民健康保険 () は、加入率	
	人口(人)	世帯数	被保険者(人)	世帯数
平成20年度	183,129	83,778	48,557 (26.5%)	28,783 (34.4%)
平成21年度	183,286	83,988	48,413 (26.4%)	28,909 (34.4%)
平成22年度	183,437	84,246	48,116 (26.3%)	28,770 (34.1%)
平成23年度	184,707	85,118	48,239 (26.1%)	28,958 (34.0%)
平成24年度	185,677	85,564	48,410 (26.1%)	29,211 (34.1%)

人口、世帯数、被保険者数とも各年度末(平成24年度は、平成25年1月1日)現在
小平市全体の人口は、住民基本台帳及び外国人登録を含む。

(2) 被保険者の年齢別構成

被保険者の年齢別構成を見ると、60歳以上の被保険者が多く、全体の4割余りを占めています。また、その構成割合が年々伸びており、高齢化が進んでいることが分かります。(表2)

表2 小平市国民健康保険被保険者の年齢別構成

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0～19歳	11.6%	11.6%	11.4%	11.4%	11.3%
20～29歳	11.3%	11.1%	11.0%	10.8%	10.8%
30～39歳	12.7%	12.6%	12.5%	12.0%	11.8%
40～49歳	11.4%	11.9%	12.3%	12.6%	12.9%
50～59歳	11.8%	11.3%	11.2%	11.3%	11.3%
60～64歳	10.8%	11.0%	11.6%	12.1%	11.4%
65～69歳	15.0%	15.2%	14.7%	14.1%	14.8%
70～74歳	15.4%	15.3%	15.3%	15.7%	15.7%
60～74歳	41.2%	41.5%	41.6%	41.9%	41.9%

各年度年1月1日現在

2 医療費の状況

(1) 医療費の推移

小平市の平成 23 年度の国民健康保険の医療費総額は、約 137 億 1 千万円で、1 人当たりの医療費は約 28 万 2 千円であり、年々、増加傾向にあります。(表 3)

表 3 医療費総額の推移 (単位：円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医療費総額	12,637,731,217	12,883,346,851	13,564,249,464	13,712,939,154
1 人当たり	258,694	263,029	277,575	282,368

医療費総額は、保険者負担分、被保険者負担分、他の法令等による公費の合計金額

1 人当たりは、医療費総額を各年度の平均被保険者数で除した金額

(2) 疾病の特徴

被保険者が受診した疾病の種類を 1 か月のレセプト件数（平成 24 年 8 月審査分）で見ると、循環器系の疾患（高血圧性疾患や虚血性心疾患など）が、全体の 2 割近く（19.9%）を、内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病など）が 1 割（10.3%）を占めています。特に、循環器系の疾患は、費用額（患者と国民健康保険が負担する医療費等の合計金額）についても、高い割合（15.1%）となっています。(表 4)

このことから、国民健康保険に対して生活習慣病に関連する疾病が、大きな影響力を持っていることが読み取れます。

表 4 レセプト件数が多い疾病（※疾病大分類による） (単位：件、%、円)

順位	疾病大分類	件数	割合	費用額	割合
1	循環器系の疾患	5,243	19.9	97,930,230	15.1
2	眼及び付属器の疾患	2,975	11.3	28,746,820	4.4
3	内分泌、栄養及び代謝疾患	2,711	10.3	36,411,430	5.6
4	筋骨格系及び結合組織の疾患	2,635	10.0	40,386,720	6.2
5	呼吸器系の疾患	2,407	9.1	31,084,650	4.8
全体		26,386	100.0	648,935,620	100.0

件数、費用額は東京都国民健康保険団体連合会レセプト（平成 24 年 8 月審査分）より集計

※疾病大分類とは、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として広く用いられている「社会保険表章用疾病分類」に基づく分類の仕方です。

(3) 年齢階層別の特徴

同じ 1 か月分のレセプトを、被保険者の年齢階層別に件数と費用額で見ると、60 歳から 74 歳までの被保険者は、全体の 42.2% ですが、レセプト件数では、63.8% を占めており、特に、費用額は 66.5% で全体のおおよそ 3 分の 2 となっています。また、特定健康診査の対象である 40 歳から 74 歳までを抜き出してみると、被保険者数は全体の 66.1% ですが、レセプト件数では 81.6%、費用額では 86.8% となっています。(表 5)

表5 年齢階層別 レセプト件数・費用額

(単位：人、件、%、円)

年齢階層	被保険者		レセプト		費用額	
	人数	割合	件数	割合	金額	割合
0～39歳	16,418	33.9	4,863	18.4	85,405,190	13.2
40～74歳	32,045	66.1	21,523	81.6	563,530,430	86.8
40～59歳	11,632	23.9	4,696	17.8	131,556,560	20.3
60～74歳	20,413	42.2	16,827	63.8	431,973,870	66.5
全体	48,463	100.0	26,386	100.0	648,935,620	100.0

東京都国民健康保険団体連合会レセプト（平成24年8月審査分）より集計

被保険者は、平成24年8月末現在

表6は、40歳以上の被保険者について、多い疾病を取りまとめたものです。

これを見ると、40歳代後半から、高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣に起因する疾病が上位となっていることが分かります。このことは、医療費が増加する60歳以降の年齢階層に加えて40歳代からの被保険者に対する生活習慣の改善が医療費の適正化に密接につながることを示しています。

表6 年齢階層別に多い疾病（レセプト主傷病の※疾病中分類による）

年齢	疾病中分類		
40～44	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	気分障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
45～49	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	高血圧性疾患	気分障害
50～54	高血圧性疾患	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	糖尿病
55～59	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	その他の眼及び付属器の疾患
60～64	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病
65～69	高血圧性疾患	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病
70～74	高血圧性疾患	糖尿病	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患

出典：東京都国民健康保険団体連合会レセプト（平成24年8月審査分）

※疾病中分類とは、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として広く用いられている「社会保険表章用疾病分類」に基づく分類で、大分類の下に位置づけられるものです。

これまでのことから、被保険者の高齢化が進んでいることや生活習慣病の医療費に占める割合が高くなっていることなどを改めて確認することができました。

今後の国民健康保険の維持と安定的な運営に向けて、特定健康診査を着実に進めて

いき、疾病の予防と早期発見、生活習慣の改善に努めることで、さらなる医療費の適正化を図ることが求められています。

第3章 第一期計画の実績と課題

1 特定健康診査

(1) 特定健康診査の実施状況

第一期計画期間における特定健康診査は、初年度（平成20年度）の目標実施率を40%に設定し、次年度以降、段階的に引き上げながら最終年度（平成24年度）には65%実施率を目指すものとして事業が開始されました。

平成20年度の実施率は、40.4%（目標実施率40%）で目標を達成しました。しかし、平成21年度は実施率、実施者数とも前年度を下回ったことから、実施率向上に向けて、平成22年度から特定健康診査の対象者に受診を促すための受診勧奨はがきを個別に送付するものとししました。平成22年度以降、特定健康診査の認知度の高まりや受診勧奨はがきの効果も現れ、実施率、実施者数は年々向上しつつあります。（表7）

表7 小平市特定健康診査実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
対象者数	30,152人	28,813人	28,780人	28,970人	30,382人
目標実施率	40%	47%	54%	60%	65%
実施者数	12,188人	11,400人	13,331人	13,644人	14,297人
実施率	40.4%	39.6%	46.3%	47.1%	47.1%

対象者数、実施者数は法定報告による（平成24年度は見込み）

また、特定健康診査の受診者の割合を年齢別、性別で分類すると、40～59歳の年齢層において、受診率が低いことがわかります。性別では、男性よりも女性の受診率が高いことが特徴的です。（表8）

表8 年齢別男女別受診状況（平成23年度決算）

	男性	女性	計
40～49歳	5.5%	6.8%	12.3%
50～59歳	4.9%	8.1%	13.0%
60～64歳	6.3%	13.0%	19.3%
65～69歳	11.3%	17.6%	28.9%
70～74歳	10.3%	16.2%	26.5%
計	38.3%	61.7%	100.0%

特定健康診査を被保険者が利用しやすくするための方策としては、肝炎ウイルス検診、大腸がん検診（平成 22 年 11 月から実施）を同時に実施することや人間ドック（補助事業）の受診結果を特定健康診査に反映できるようにしました。また、経年の健診結果が分かるよう様式を変更するなどの改善を図り、受診率の向上に努めました。

さらに、特定健康診査の相互乗入の実現に向け隣接市や医師会とも協議を重ね、平成 21 年度からは国分寺市と、平成 24 年度からは東村山市との相互乗入を実現しました。これにより、隣接市にかかりつけ医がある場合でも、その医療機関で特定健康診査を受けることで健康管理と医学的管理との相乗効果が期待できるようになりました。（表 9）

表 9 特定健康診査相互乗入実施状況

	小平市	東村山市	国分寺市	計
平成 23 年度	13,403 人	—	439 人	13,842 人
平成 24 年度	13,659 人	51 人	587 人	14,297 人

平成 24 年度は見込

（2）特定健康診査の実施体制等

業務委託により実施しました。（表 10）

実施機関

表 10 特定健康診査の実施機関

年度	実施機関	実施機関数
平成 20 年度	小平市医師会及び市内医療機関	77
平成 21 年度	小平市医師会及び市内医療機関、国分寺市医師会	128
平成 22 年度	小平市医師会及び市内医療機関、国分寺市医師会	124
平成 23 年度	小平市医師会及び市内医療機関、国分寺市医師会	122
平成 24 年度	小平市医師会及び市内医療機関、国分寺市医師会、東村山市医師会	128

実施期間

表 11 特定健康診査の実施期間

年度	実施期間
平成 20 年度	8 月 1 日～12 月 27 日
平成 21 年度	7 月 1 日～11 月 30 日
平成 22 年度	7 月 1 日～11 月 30 日
平成 23 年度	7 月 1 日～10 月 31 日
平成 24 年度	7 月 1 日～10 月 31 日

健康診査項目

市では、疾病の早期発見、予防の観点から、従来、基本健康診査で実施していた4項目（尿潜血、クレアチニン、尿酸及び貧血検査のうち白血球数及び血小板数）を特定健康診査の必須項目に上乗せして実施しました。また、貧血検査のうち赤血球数、血色素量及びヘマトクリット値は選択項目ですが、全員に実施するものとししました。

実施率向上に向けた取組など

特定健康診査の実施率向上に向けて、市報などによる周知を行うとともに、特定健康診査と肝炎ウイルス検診及び大腸がん検診との同時実施を導入するなど受診環境を整えてきました。

(3) 特定保健指導の実施状況

第一期計画期間における特定保健指導は、初年度（平成20年度）の目標実施率を30%とし、次年度以降、段階的に引き上げながら最終年度（平成24年度）は45%を目指すものとししました。

平成20年度の実施率は、動機付け支援、積極的支援を合わせて10.5%（目標実施率30%）、実施者数は169人で低い数値となりました。平成21年度は実施率27.4%、実施者数365人で実施者数とも前年度と比べて大きく伸びましたが、平成22年度以降は、再び低目で推移しています。

しかし、そのような中で、保健指導対象者率（各年度の特定健康診査実施者に占める特定保健指導対象者の割合）は、平成20年度は13.2%でしたが、平成23年度には11.0%と下がっていることが分かります。（表12）

表12 特定保健指導実施状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
動機付け支援	対象者	1,173人	1,041人	1,159人	1,106人	1,160人
	目標実施率	30%	35%	39%	42%	45%
	実施率	12.9%	31.1%	23.5%	25.1%	16.0%
	実施者数	151人	324人	272人	278人	186人
積極的支援	対象者	440人	290人	411人	393人	416人
	目標実施率	30%	35%	39%	42%	45%
	実施率	4.1%	14.1%	9.5%	9.4%	11.3%
	実施者数	18人	41人	39人	37人	47人
計	対象者	1,613人	1,331人	1,570人	1,499人	1,576人
	目標実施率	30%	35%	39%	42%	45%
	実施率	10.5%	27.4%	19.8%	21.0%	14.8%
	実施者数	169人	365人	311人	315人	233人
※保健指導対象率		13.2%	11.7%	11.8%	11.0%	11.0%

対象者、実施率、実施者数は法定報告数値による（平成24年度は見込）

※保健指導対象率は、各年度の特定健康診査実施者（表7）に占める特定保健指導対象者の割合

(4) 特定保健指導の実施体制等

業務委託により実施しました。(表 13)

特定保健指導は、初回に個別面談を小平市健康センターで行い、その後、動機付け支援、積極的支援に応じて電話・手紙によるサポート、中間時期での個別面談を経て6か月後に終了となります。

表 13 実施機関

年度	実施機関
平成 20 年度	株式会社保健教育センター
平成 21 年度	
平成 22 年度	株式会社保健教育センター（平成 24 年 5 月から株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアへ承継）
平成 23 年度	
平成 24 年度	

実施期間

各年度とも、翌年度 10 月 31 日まで

実施率向上及び重症化予防に向けた取組など

各年度の特定保健指導の実施率が目標実施率に比べて低いことから、受託業者が対象者のうち未利用者に対して、電話勧奨や利用勧奨文書を送付して利用を促しました。

また、重症度の高い方には、受診勧奨対象者として、糖尿病の合併症や循環器疾患を発症する危険性を伝え、受診勧奨文書の送付と同時に電話による受診勧奨も行いました。

さらに、特定保健指導終了後も継続的な支援を希望する方や重症度が高い方等への個別面談のほか、健診結果や生活習慣病の理解を深めるために市の独自事業を行い、重症化予防に努めました。(表 14)

表 14 市の独自事業

メタボチャレンジ 相談会	対象者	検査値が重症域である特定保健指導対象者				
	内容	市職員（保健師、管理栄養士）による面接相談				
	その他	平成 22 年度までは、特定保健指導フォロー相談会の名称で実施				
	実施人数	20 年度 17 人	21 年度 73 人	22 年度 73 人	23 年度 76 人	24 年度 56 人
健診結果なるほど 教室	対象者	特定健康診査受診者及び人間ドック等利用者				
	内容	健診結果及び生活習慣病の理解を深める講話など				
	その他	平成 22 年度までは、生活習慣病予防教室の名称で実施				
	参加人数	20 年度 —	21 年度 45 人	22 年度 82 人	23 年度 75 人	24 年度 60 人

平成 23 年度からは、国民健康保険の被保険者以外の市民も対象として実施（平成 24 年度は見込）

表中の人数は、国民健康保険の被保険者の人数のみを掲載

(5) 第二期計画に向けた課題

第一期計画期間における特定健康診査等の実施率は、平成 20 年度の特定健康診査以外は、目標実施率を下回るものとなりました（5 ページ、7 ページ参照）。

このため、第二期計画期間において、さらなる実施率の向上に向けて効果的・効率的に取り組んでいくために、当面は次のようなことを課題として捉えています。

① 情報提供を多様化する取組

特定健康診査・特定保健指導の実施情報、メタボリックシンドロームや生活習慣改善などの啓発について、より多くの市民に周知するために市報、ホームページに加え多様な方法で情報提供していくことが必要です。

② 特定健康診査未受診者に対する取組

目標実施率を達成するためには、特定健康診査を一度も受診したことのない被保険者に対する個別の受診勧奨について検討していくことが必要です。

③ 特定保健指導未利用者に対する取組

実施率の向上に向けて、一度も特定保健指導を利用したことのない対象者に対する勧奨について検討していくとともに、より利用しやすい実施方法等を検討していくことが必要です。

④ 受診勧奨対象者への取組

受診勧奨対象者に対しては、重症化することを早期に予防することで中長期的な医療費の適正化につながることから、引き続き電話による受診勧奨を行うことが必要です。

⑤ 隣接市との相互乗入のための取組

平成 24 年度現在では、国分寺市、東村山市の医療機関との特定健康診査における相互乗入が実現しています。その他の隣接市との相互乗入による受診環境の整備のために引き続き、関係機関と協議していくことが必要です。

第4章 特定健康診査等の目標値

1 達成しようとする目標

この計画の実行により、平成29年度までに特定健康診査実施率60%、特定保健指導実施率60%を達成することを目標とします。

また、平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を25%減少させることを目指し努力します。

平成25年度から平成29年度までの年度別目標値は次のとおりです。(表15)

表15 特定健康診査等の年度別目標実施率等

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査 実施率	50%	53%	55%	58%	60%
特定保健指導 実施率	20%	30%	40%	50%	60%
メタボリックシンドローム の該当者・予備群 の減少率	—	—	—	—	25%減少 (平成20年度比)

2 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査

表16 特定健康診査の年度別目標

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	30,400人	30,660人	30,935人	31,007人	31,099人
目標実施率	50%	53%	55%	58%	60%
目標実施者数	15,200人	16,250人	17,014人	17,984人	18,659人

(2) 特定保健指導

表17 特定保健指導の年度別目標

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
動機付 け支援	対象者	1,140人	1,219人	1,276人	1,349人	1,399人
	実施率	20%	30%	40%	50%	60%
	実施者数	228人	366人	510人	675人	839人
積極的 支援	対象者	380人	406人	425人	449人	467人
	実施率	20%	30%	40%	50%	60%
	実施者数	76人	122人	170人	225人	280人
計	対象者	1,520人	1,625人	1,701人	1,798人	1,866人
	実施率	20%	30%	40%	50%	60%
	実施者数	304人	488人	680人	900人	1,119人

第5章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

委託契約を結んだ医療機関で実施します。

(2) 実施項目

市では、疾病の早期発見、予防の観点から、従来、基本健康診査で実施していた4項目（尿潜血、クレアチニン、尿酸及び貧血検査のうち白血球数及び血小板数）を特定健康診査の必須項目に上乗せして実施します。また、貧血検査のうち赤血球数、血色素量及びヘマトクリット値は選択項目ですが、全員に実施するものとします。（表18）

表18 特定健診の検査項目

基本的な健診の項目	問診	服薬歴及び喫煙習慣の状況等に係る調査	
	理学的検査	身体診察	
	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲	
	血圧測定	収縮期	
		拡張期	
	肝機能検査	AST (GOT)	
		ALT (GPT)	
		γ-GT (γ-GTP)	
	血液化学検査	中性脂肪	
		HDL コレステロール	
		LDL コレステロール	
	血糖検査	空腹時血糖	
		HbA1c	
	尿検査	糖	
蛋白			
潜血		小平市独自の上乗せ項目	
詳細な健診の項目	貧血検査	赤血球数	受診者全員に実施
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	白血球数	小平市独自の上乗せ項目	
		血小板数	
	心電図検査	医師の判断で実施	
眼底検査			
その他の健診項目	腎機能	クレアチニン	小平市独自の上乗せ項目
	痛風	尿酸	

(3) 実施時期

7月から10月末日までの間とします。

(4) 委託の有無

小平市医師会、国分寺市医師会、東村山市医師会等への委託により実施します。

(5) 受診方法

被保険者は送付された受診票、質問票及び被保険者証を持参し、市が委託した医療機関において受診します。

(6) 周知・案内方法

①健診の実施

特定健康診査受診対象者に対し受診票を送付し、特定健康診査の実施を周知します。また、市報及び市ホームページのほか、「国保だより」等への掲載、受診勧奨はがきの送付により周知を図ります。

②健診結果

健診結果については、健診後速やかに健診実施機関から受診者本人に直接伝えます。

2 特定保健指導

(1) 実施場所

小平市健康センターで実施します。

(2) 実施内容

特定保健指導は、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、生活習慣の改善に係る自主的な取組ができるように支援することを目的とします。これを効果的・効率的に行うため、特定保健指導は、特定健康診査の受診結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣リスク）に応じて①情報提供、②動機付け支援、③積極的支援に階層化して実施します。（表19）

①情報提供

ア 対象者

健診受診者全員を対象とします。

イ 支援頻度・期間

年1回、健診結果の通知と同時に実施します。

②動機付け支援

ア 対象者

表19参照

イ 支援頻度・期間・形態

原則1回の支援

面接(20分以上)による支援及び通信等を利用した6か月後の評価を行います。

③積極的支援

ア 対象者

表 19 参照

イ 支援頻度・期間・形態

3 か月以上継続的に支援

面接（20 分以上）による支援、通信等を利用した 3 か月以上の継続的な支援及び 6 か月後の評価を行います。

④受診勧奨域該当

ア 対象者

受診勧奨域にある受診者

イ 支援頻度・期間・形態

特定健康診査受診後、一定期間において電話等による医療機関への受診勧奨を行います。基本的には 1 回の勧奨ですが、継続的な支援が必要な方や、重症度が高い方には必要に応じてその都度行います。

表 19 特定保健指導の対象者の階層化

腹囲	追加リスク ※		対象	
	①血糖②脂質 ③血圧	④喫煙歴	40 歳から 64 歳まで	65 歳から 74 歳まで
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25	3 つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当			

※追加リスク ①血糖…空腹時血糖 100mg/dl 以上、又は、HbA1C が 5.6%以上 (NGSP 値)、又は、薬剤治療を受けている場合

②脂質…中性脂肪 150mg/dl 以上、又は、HDL コレステロール 40mg/dl 未満、又は、薬剤治療を受けている場合

③血圧…収縮期血圧 130mmHg 以上、又は、拡張期血圧 85mmHg 以上、又は、薬剤治療を受けている場合

(3) 実施時期

年間を通して実施

ただし、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後一定期間経過後から当該年度末までに着手します。

(4) 委託の有無

特定保健指導業務委託機関への委託により実施します。

(5) 外部委託者選定の考え方

特定保健指導終了後に生活習慣および検査値の改善が図れるよう精度の高いプログラムを有し、かつ市の保健指導対象者の特性に柔軟に対応が可能な実施機関の確保に努めます。実施機関の委託については、小平市特定保健指導業務に係るプロポーザル実施要領に基づき選定します。

(6) 周知・案内方法

特定保健指導対象者に案内文を送付し、利用を勧奨します。また、市報及び市ホームページのほか、「国保だより」等に掲載の上、周知を図ります。

第6章 個人情報の保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行うとともに、小平市個人情報保護条例に基づいて行います。

また、特定健康診査及び特定保健指導を委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の取り扱い状況を管理します。

第7章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、法律第19条第3項「保険者は特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、市報及び市ホームページに掲載し、市民に周知します。

第8章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 実施計画の評価

特定健康診査・特定保健指導が、本計画に沿って実施されているかを検証するため、目標値の達成状況及び経年変化の推移等について評価を行います。

評価対象

① 特定健康診査・特定保健指導の実施率

実施率を年度ごとに確認します。

国への実績報告（法定報告）を活用して行います。

② その他の評価項目

ア 医療費の推移

生活習慣病関連の医療費の推移

イ 計画実施体制

特定保健指導に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、特定保健

指導の実施に係る予算、施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況

ウ 計画の実施過程

実施方法、内容、スケジュール、対象者の満足度

2 実施計画の見直し

本計画をより実効性の高いものとするために、実施計画の点検・評価の結果を活用し、必要に応じ、実施計画の記載内容の見直しを行います。

第9章 その他

特定健康診査等の実施に当たっては、市で実施する各種健診等と連携しながら実施するものとします。